

緊急！ 原告募集！

募集は
8月末で
一旦
終了予定
です

東電と国を相手に「避難指示区域」の外に
お住みだった方、約5000名が原告となっています。
原告募集期間は、令和4年8月末頃までの予定です。

東電と国
を
許さない!!

なりわいそしょう

『生業訴訟』の新たな原告(第2陣)になりませんか！
特に避難指示区域にお住まいだった方（原発から0～30kmなど）

国・東電の責任を断罪・追加賠償金額 ⇒ 最高裁で確定！

金額は下記 ↓

帰還困難区域	旧居住制限区域	旧避難指示解除準備区域	旧緊急時避難準備区域 ※第一原発から520～30km内 〔高校生以下 65万追加〕 〔大人 100万追加〕	自主的避難等対象区域
150万円追加	300万円追加	250万円追加	65～100万円追加	9万円

避難指示区域外も原告になれます(裏面参照)

生業訴訟原告団の
仲間に
なりませんか？

令和4年3月2日の最高裁で仙台高裁が東電に
命じた賠償金の支払い(※1陣分)が確定！

最後の機会を
逃すな！

下記の説明会(約30分～1時間)にて・担当弁護士と面談し、委任契約が必要です。

※印鑑(認印可)と裁判費用・原告団会費として1人2万円が必要となります。

会場	日程	担当	回数
相双民商(事務所) 南相馬市原町区日の出町189-2 ☎0244-23-4722 (受付時間/午前10時～12時 午後13時～17時 定休日/土・日・祝) ※密を避けるため、1回につき 8名までとさせていただきます。	★令和4年 7月 16日(土)	担当 鈴木弁護士	※2回実施
	◎13時30～◎15時～ の 2回		
	★令和4年 7月 17日(日)	担当 鈴木弁護士	※4回実施
	◎9時～◎10時30分～◎13時30～◎15時～ の 4回		
	★令和4年 8月 20日(土)	担当 鈴木弁護士	※2回実施
	◎13時30～◎15時～ の 2回		
	★令和4年 8月 21日(日)	担当 鈴木弁護士	※4回実施
	◎9時～◎10時30分～◎13時30～◎15時～ の 4回		

※コロナ感染対策の為、事前に、電話予約頂ければ、助かります

《問い合わせ・連絡先》

受付時間/午前10時～12時
午後13時～17時
休日/土・日・祝

◎相双民主商工会(相双民商)

0244-23-4722

◎浜通り農民運動連合会(浜通り農民連)

0244-26-8202